

## ○ 飯田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の一部変更について

市民協働環境部環境課

### 1 一般廃棄物処理基本計画の一部変更の内容

- (1) 製品プラスチックのリサイクルの実施に関わる事項の一部変更
  - ア 製品プラスチックをリサイクル対象とすることを明記
  - イ 製品プラスチックをリサイクルすることによる処理見込み量の変更
- (2) 最終処分場の計画期間の延長
- (3) 稲葉CCから排出される焼却灰の溶融資源化の見込量の変更
- (4) (1)から(3)に係る変更内容の概要
  - ア 計画の位置づけの根拠にプラスチック資源循環法を追加
  - イ ごみの処理施設を使用する期間の記述及び埋立計画の変更
  - ウ ごみ処理の基本方針について製品プラスチックのリサイクルに係る変更
  - エ 製品プラスチックのリサイクルによる分別区分の変更
  - オ 製品プラスチックのリサイクル及び焼却灰の溶融資源化による将来の予測数値の変更

### 2 製品プラスチックのリサイクル

- (1) 実施（計画）事項

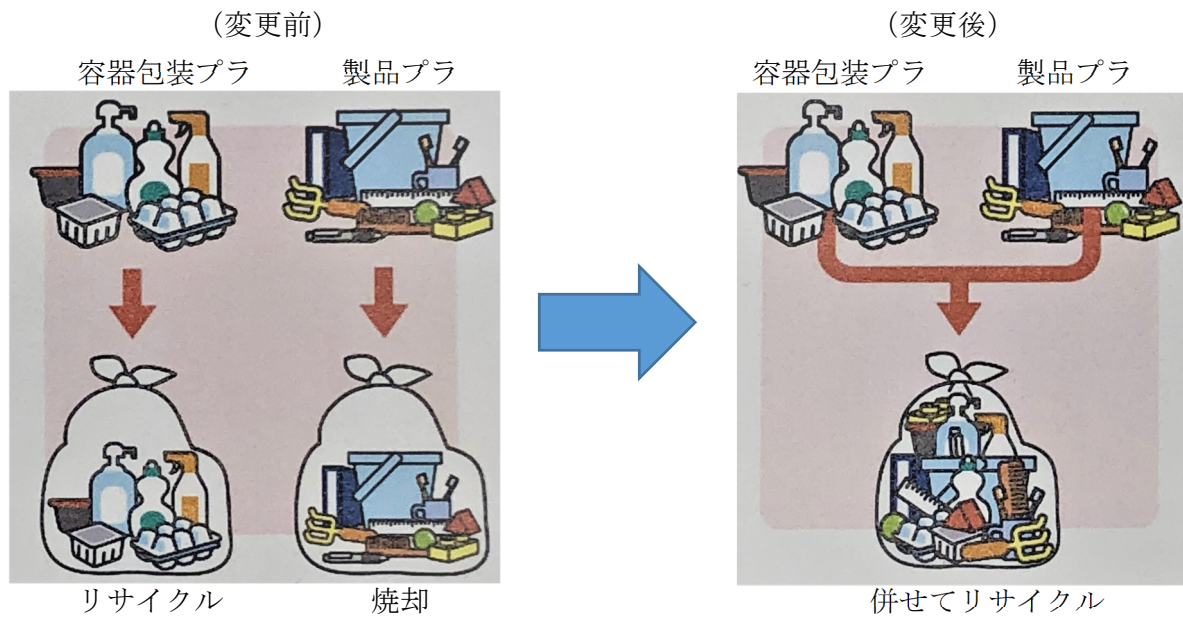
令和5年4月から製品プラスチックのリサイクルに取り組みます。
- (2) 経過及び位置付け
  - ア 全国的な動き
    - (ア) 令和元年5月 政府がプラスチック循環戦略を策定。海洋プラスチック問題、地球温暖化問題等に対するもの
    - (イ) 令和3年6月 プラスチックに係る資源循環の促進等に係る法律の公布
    - (ウ) 令和4年4月 プラスチックに係る資源循環の促進等に係る法律の施行。自治体に製品プラスチックのリサイクルに取り組む努力義務が課せられる。
    - (エ) 令和4年2月 （公財）日本容器包装リサイクル協会が指定法人に指定される。  
→ 容器包装プラと製品プラの一括収集が可能に。  
※ 飯田市が製品プラのリサイクルを行うには指定法人に委託するしかない。
    - (オ) 令和4年7月 令和5年度から製品プラスチックのリサイクルを指定法人に委託することについての仮申込 → 全国で68団体（県内6団体）が申込み
  - イ 飯田市における位置付け
    - (ア) 未来デザイン2028  
基本目標11 地球環境への配慮が当たり前の暮らしとまちづくりの推進  
◆（戦略） 「もったいない」を常に心がける意識を広め、3R（リデュース（減量）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化））の実践をすすめ、地球規模の課題である温暖化対策や海洋プラスチックとフードロスの削減に地域ぐるみで貢献します。

(イ) 21' いいだ環境プラン第5次改訂版 ターゲット3-4 製品プラスチック資源化の研究

(ウ) 飯田市一般廃棄物処理基本計計画 再資源化可能な品目について、調査及び再資源化に向けた研究を行います。

(3) 具体的な変更点、留意点

ア いわゆる製品プラスチックを容器包装プラスチックと分別せずに回収し、リサイクルするルートに乗せていく。→プラ製品なら容器包装プラに当たるのか、製品プラなのか、区別しないで可（単に「プラ資源」としての分別及び回収でよい。）



イ 変更に伴う留意点

(ア) プラと金属が混在する製品の取扱い

(イ) 汚れが大きく付着した製品、長さ50cm以上の製品等の扱い

(ウ) 指定袋の表記の変更（「容器包装」の文字は不要）→当面は使用可

(4) 見込まれる主要な効果

ア 燃やすごみ約500トン（約3.3パーセント）の削減

イ 72万9,000kgの二酸化炭素排出量の削減（一例。500トン削減及び発電効率12.8パーセントの場合）

ウ 稲葉クリーンセンター及びグリーンバレー千代の使用状況の向上

3 最終処分場の計画期間の延長について

(1) 最終処分場の計画期間の終期を現在の平成36年（令和6年）3月から12年間延長し、令和18年3月とする。

(2) (1)に伴い、最終処分場の埋め立て計画も延長して定める。

#### 4 焼却灰の全量再資源化について

稲葉クリーンセンターから排出される焼却灰は、全体の3分の2を再資源化（リサイクル）し、残り3分の1をグリーンバレー千代にて埋立処分を行っている。埋立処分を行っている残りの3分の1についても、令和5年度以降、既存の再資源化事業者にも再商品化を委託し、焼却灰の全量を資源化（リサイクル）する。

#### 5 飯田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 変更案

変更の詳細は別紙のとおり